

第11回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成24年6月12日 午前9時30分～
議事堂5階 501委員会室

1 開会

2 協議

- ・ 政務調査費について

3 閉会

第10回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理(案)

(使途項目・使途基準)

- ・ 議員それぞれの政治スタイルや活動スタイルによって自由な選択ができ、さまざまな活動をサポートできるような制度設計が必要である。
- ・ 使途がばらついているということは、現在の仕組がさまざまな人の意向や希望に沿っていて、大きな弊害は出でていないとも言える。
- ・ 三重県議会議員の活動は多様性があることが分かった。それはとても良いことであり、それを阻害しない方向で考えたい。
- ・ ガイドラインは、厳しくしても緩めても不備が出てくる。現在のものがほぼ妥当ではないかと思う。
- ・ 合議制の機関である議会の活動は、個々の議員の活動基盤の強化がないと充実しない。そういう整理のうえで、金額やガイドラインの見直しを検討することになる。
- ・ 使ったお金がどう役立っているのか、どういう効果があるのか、県民に答えられなければいけない。

(事務処理)

- ・ 透明性を確保しつつ、間接業務を増やしそぎないように配慮しないと、経費的な基盤を整備しても実態としては使えなくなる。
- ・ 調査雑費とか宿泊費とか実費になっていない部分があり、民間の精算方法から少し外れている。実費が基本ではないか。

(政務調査費の額)

- ・ 返還率を考えれば、2～3割は減額してもいいと思う。
- ・ 全体的には現在の額以上に必要との印象はなかったし、減額してもその額で活動していくべきとの意見も多かった。
- ・ 他県では、政務調査費を条例化した際に第三者機関の意見を聴取したのか、調べて欲しい。
- ・ 交付税措置の算入額は、制度の趣旨や経緯からみても金額の根拠にはならない。額は、議会が県民にどう説明できるかによって決まる事になる。
- ・ 会派分を減額している影響は、直接的には出でていない。会派分には緩衝機能があるという印象である。

(制度改正)

- ・ 他県では、会派に会派分と議員分の配分の裁量を与えるという方向が出てきており、三重県でも有力な選択肢だと思う。
- ・ 調査の枠を外して、幅広い議員活動に対応できる「政務活動費」にするという法律改正の動きがある。展望的な観点に立って、政務調査費の将来について何か言ってもいいのではないか。

(最終報告の構成)

- ・ 中間報告に対して、県民からいろいろな意見があった。社会経済情勢などの政治判断とは区別して本則としてどうあるべきかを報告したが、それをもう一度きちんと言つておいたほうがよい。
- ・ 議員は理解されているし、意思決定するのも議会なので個々の批判に反論する必要はないが、最後のまとめと一緒に少し丁寧に説明してはどうか。
- ・ 選挙区や定数など、今後検討を要する課題についても列記するぐらいのことはすべきではないか。
- ・ 最終報告は、中間報告も入れてワンセットで示したほうが分かりやすい。

配付資料一覧

- ・政務調査費の条例化に関する調査結果 資料 1
- ・最終報告の構成案 資料 2-1
- ・最終報告の骨子案 資料 2-2
- ・政務調査費に関する補足（参考）メモ
(大森座長提出資料) 資料 3

